

日高市立地適正化計画に係る 届出の手引き

令和２年３月

目 次

第 1 章	立地適正化計画に係る届出制度概要.....	1
第 2 章	届出が必要となる行為	2
第 3 章	都市機能誘導区域内外における届出制度	3
第 4 章	居住誘導区域外における届出制度.....	8
	参考資料（各区域図、届出様式・記入例）	11

第 1 章 立地適正化計画に係る届出制度概要

立地適正化計画は、全国的な人口減少と高齢化が進行するなか、住居や医療・福祉・商業等の生活に必要な施設を、鉄道駅等の利便性の高いエリアへ緩やかに誘導し、それらの拠点を公共交通で繋ぐことで、持続可能なコンパクトシティの形成を目指すものです。

本市においても、都市構造上の課題への対応と本市の特性に合わせた緩やかな都市機能と居住の集約化の誘導によるコンパクトシティの形成を目指すため、都市再生特別措置法第 81 条第 1 項に基づく立地適正化計画を令和元年 12 月 18 日に策定し、令和 2 年 3 月 31 日に公表しました。

立地適正化計画の公表後は、都市再生特別措置法の規定に基づき、都市機能誘導区域内外や居住誘導区域外での一定規模以上の開発行為や建築等行為を行う場合において、これらの行為に着手する日の 30 日前までに市長への届出が必要となります。

立地適正化計画に係る届出は、これまでの規制に基づく許認可等と異なり、都市機能誘導区域内外での誘導施設の整備の動きや居住誘導区域外での住宅開発等の動きを市が把握するために行うものです。

第2章 届出が必要となる行為

都市機能誘導区域内外や居住誘導区域外での一定規模以上の開発や建築等行為を行う場合は、事前の届出が必要となります。開発行為や建築等行為を行う区域と規模に応じて、届出の必要性や届出書類が異なりますので、以下の表に基づき、届出が必要な場合はこれらの行為に着手する日の30日前までに市長へ届出を行ってください。

		立地適正化計画区域（市全域）		
		居住誘導区域内		居住誘導区域外
		都市機能誘導区域内	都市機能誘導区域外	都市機能誘導区域外
開発行為	3戸以上の住宅の建築目的の開発行為	不要	不要	必要
	1戸又は2戸の住宅の建築目的の開発行為で、その規模が1,000㎡以上のもの	不要	不要	必要
建築等行為	3戸以上の住宅を新築しようとする場合	不要	不要	必要
	建築物を改築し、又は建築物の用途を変更して3戸以上の住宅とする場合	不要	不要	必要
誘導施設	誘導施設を有する建築物の開発行為を行うおうとする場合	必要 (※ただし、当該区域に設定されている誘導施設は不要)	必要	必要
	誘導施設に設定された建築物を休止又は廃止する場合	必要	不要	不要

第3章 都市機能誘導区域内外における届出制度

都市機能誘導区域内外における届出制度は、区域内外における誘導施設の整備の動きを把握するための制度です。

以下の行為を行う場合は、都市再生特別措置法第108条の規定に基づき、行為に着手する日の30日前までに市長へ届出書類を提出してください。

3-1. 届出対象

■都市機能誘導区域外の届出対象行為

①開発行為

誘導施設を有する建築物の建築目的の開発行為を行おうとする場合

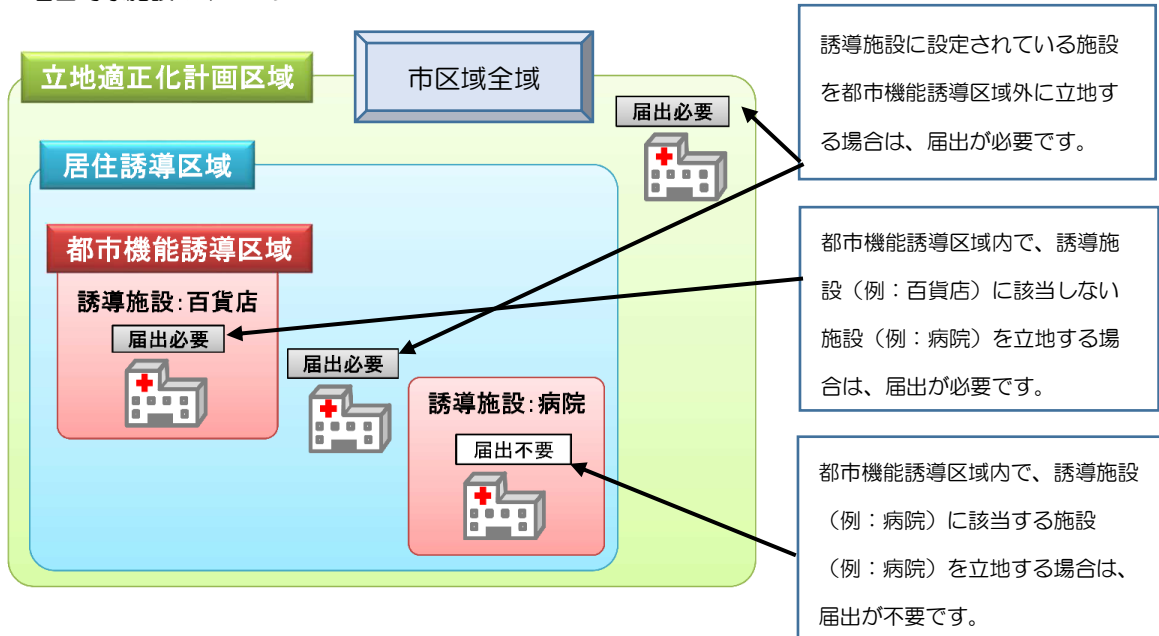
②開発行為以外

- (1) 誘導施設を有する建築物を新築しようとする場合
- (2) 建築物を改築し、誘導施設を有する建築物とする場合
- (3) 建築物の用途を変更し、誘導施設を有する建築物とする場合

■都市機能誘導区域内の届出対象行為

③誘導施設を休止又は廃止しようとする場合

■届出対象施設のイメージ



出典：都市計画運用方針における立地適正化計画に係る概要（国土交通省）

■届出対象となる誘導施設

各都市機能誘導区域において届出対象に設定している誘導施設は、以下のとおりです。

■誘導施設の設定(全拠点)

	都市機能			都市機能誘導区域と誘導施設				
	拠点 集約	分散 配置	対象施設	高麗川駅 周辺	武蔵高萩駅 周辺	武蔵台周辺	横手台周辺	
行政サービス機能	●		市役所					※
社会福祉機能	●		地域包括支援センター		★	★		※
	●		総合福祉センター					
	●		保健相談センター	★				
		●	訪問系施設	★	★			
		●	通所系施設		★			
		●	短期入居系施設			★	◇	
子育て機能	●		子育て総合支援センター					※
		●	地域子育て支援センター		◇	◇		※
		●	幼稚園					
		●	保育園(保育所)	◇				
		●	認定こども園	◇	◇			
		●	地域型保育事業施設			★	◇	
商業機能	●		大型商業施設	★				
		●	スーパーマーケット	★	★	◇		
		●	ドラッグストア	★	★	◇	◇	
		●	コンビニエンスストア				★	
医療機能	●		病院	◇				
		●	診療所	★	★	★		
金融機能	●		有人窓口	★	★	★	★	
教育文化機能	●		公民館	◇				
	●		図書館	★				

★：現状立地しており、今後も立地の維持を図る機能

◇：現状立地しておらず、今後は立地の誘導が望ましい機能

※：市街化調整区域または都市機能誘導区域外にあるため、設定できないが、極力維持に努める施設

■各誘導施設の定義

	都市機能			定義
	拠点 集約	分散 配置	対象施設	
行政サービス機能	●		市役所	地方自治法第4条第1項に規定する施設
社会福祉機能	●		地域包括支援センター	介護保険法第115条の46第1項に規定する施設
	●		総合福祉センター	日高市総合福祉センター条例に定める施設で、高齢者・障がい者の福祉センター、障がい者支援施設などの機能を有し、福祉に関する総合的なサービスを提供する施設
	●		保健相談センター	日高市保健相談センター条例に定める施設で、健康相談・健康教育・各種健診などを通じた病気の予防、健康増進と子育て支援を行う施設
		●	訪問系施設	老人福祉法及び介護保険法に定める施設で、訪問を目的とする施設
		●	通所系施設	老人福祉法及び介護保険法に定める施設で、通所を目的とする施設
		●	短期入居系施設	老人福祉法及び介護保険法に定める施設で、短期入所を目的とする施設
子育て機能	●		子育て総合支援センター	日高市総合福祉センター条例に定める施設
		●	地域子育て支援センター	児童福祉法第6条の3第6項に規定する地域子育て支援拠点事業を実施するための施設
		●	幼稚園	学校教育法第1条に規定する幼稚園
		●	保育園(保育所)	児童福祉法第39条第1項に規定する保育所
		●	認定こども園	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第6項に規定する認定こども園
		●	地域型保育事業施設	0～2歳の乳幼児を対象とした小規模保育事業・事業所内保育事業を行う保育施設
商業機能	●		大規模商業施設	大規模小売店舗立地法第2条第2項に規定する店舗売り場面積5,000㎡以上の商業施設
		●	スーパーマーケット	大規模店舗立地法第2条第2項に規定する店舗売り場面積1,000㎡以上の商業施設で生活に必要な生鮮品等を扱う施設
		●	ドラッグストア	主として医薬品、化粧品を中心とした健康及び美容に関する各種の商品を中心として、家庭用品、加工食品等の最寄り品をセルフサービス方式によって小売する事業所
		●	コンビニエンスストア	飲食物品を取扱っており、売り場面積30㎡以上250㎡未満で、営業時間が1日14時間以上のセルフサービス方式の販売店
医療機能	●		病院	医療法第1条の5に規定する病院
		●	診療所	医療法第1条の5に規定する診療所のうち、内科・外科・小児科のいずれかを診療科目としているもの
金融機能	●		有人窓口	銀行法第2条に規定する銀行、長期信用銀行法第2条に規定する長期信用銀行、信用金庫法に基づく信用金庫農水産業協働組合貯金保険法第2条第4項第1号に規定する信用事業を行うもの
教育文化機能	●		公民館	日高市公民館の設置及び管理等に関する条例に基づく公民館
	●		図書館	図書館法第2条第1項に規定する図書館で、本館に位置付けられた施設

3-2. 届出書類

届出にあたっては、以下の書類・図面を1部、提出してください。また、代理人による届出の場合は、委任状を添付してください。

■区分別の届出書類一覧

区分	届出書類一覧
①開発行為	●届出書…様式第 18 ●添付書類 ①案内図 ②行為を行う土地区域並びに区域内及び区域周辺の公共施設を示す図面(現況図等 縮尺 1/1,000 以上) ③設計図(設計平面図、計画平面図等 縮尺 1/100 以上) ④その他参考となる事項を記載した図面
②建築等行為	●届出書…様式第 19 ●添付書類 ①案内図 ②敷地内における建築等の位置を示す図面(配置図等 縮尺 1/100 以上) ③建築物の2面以上の立面図、各階平面図(縮尺1/50 以上) ④その他参考となる事項を記載した図面
③上記届出内容の変更	●届出書…様式第 20 ●添付書類 上記と同様
④誘導施設の休廃止	●届出書…様式第 21
⑤その他	●委任状

3-3. 届出書類受理後の市の対応

届出書類を受理後、市は都市機能誘導区域内における誘導施設の立地誘導を図る上で支障があると認めるときは、誘導施設の立地を適正なものとするため、都市再生特別措置法第108条第3項の規定に基づき、届出者に対して勧告をする場合があります。

3-4. 注意事項

届出の必要性があるにも関わらず届出を怠ったときや虚偽の届出により開発行為等を行ったときは、都市再生特別措置法第130条の規定に基づき30万円以下の罰金が科せられる場合があります。

なお、都市再生特別措置法第108条第1項、都市再生特別措置法施行令第35条及び第36条の規定により、以下の場合は届出の必要はありません。

○届出対象外の行為

- (1) 誘導施設を有する建築物で仮設のものの建築の用に供する目的で開発行為を行おうとする場合
- (2) 誘導施設を有する建築物で仮設のものの新築をしようとする場合
- (3) 建築物を改築、又はその用途を変更し、誘導施設を有する建築物を仮設のものとする場合
- (4) 非常災害のために必要な応急処置として行う行為の場合
- (5) 都市計画事業の施行として行う行為又は、これに準ずる行為として政令で定める行為の場合

第4章 居住誘導区域外における届出制度

居住誘導区域外における届出制度は、区域外での住宅開発等の動向きを把握するための制度です。

都市再生特別措置法第88条の規定に基づき、行為に着手する日の30日前までに市長へ届出を行ってください。

4-1. 届出対象の行為

■開発行為

- ①3戸以上の住宅の建築目的の開発行為
- ②1戸又は2戸以上の住宅の建築目的の開発行為で、その規模が1,000 m²以上のもの

①の例示

3戸の開発行為



②の例示

1,300m²

1戸の開発行為



800m²

2戸の開発行為



■建築等行為

- ①3戸以上の住宅を新築しようとする場合
- ②建築物を改築し、又は建築物の用途を変更して3戸以上の住宅とする場合

①の例示

3戸の建築行為



1戸の建築行為



※住宅とは、戸建住宅、共同住宅及び長屋等の用に供する建築物
(寄宿舍や老人ホームは含まない)

出典：都市計画運用方針における立地適正化計画に係る概要（国土交通省）

4-2. 届出書類

届出にあたっては、以下の書類・図面を1部、提出してください。また、代理人による届出の場合は、委任状を添付してください。

■区分別の届出書類一覧

区分	届出書類一覧
①開発行為	●届出書…様式第10 ●添付書類 ①案内図 ②行為を行う土地区域並びに区域内及び区域周辺の公共施設を示す図面(現況図等 縮尺 1/1,000 以上) ③設計図(設計平面図、計画平面図等 縮尺 1/100 以上) ④その他参考となる事項を記載した図面
②建築等行為	●届出書…様式第11 ●添付書類 ①案内図 ②敷地内における建築等の位置を示す図面(配置図等 縮尺 1/100 以上) ③建築物の2面以上の立面図、各階平面図(縮尺1/50 以上) ④その他参考となる事項を記載した図面
③上記届出内容の変更	●届出書…様式第12 ●添付書類 - 上記と同様
④その他	●委任状

4-3. 届出書類受理後の市の対応

届出書類を受領後、市は居住誘導区域内における住宅の立地の誘導を図る上で支障があると認めるときは、住宅等の立地を適正なものとするため、都市再生特別措置法第88条第3項の規定に基づき、届出者に対して勧告をする場合があります。

4-4. 注意事項

届出の必要性があるにも関わらず届出を怠ったときや、虚偽の届出により開発行為や建築等行為を行ったときは、都市再生特別措置法第130条に基づき30万円以下の罰金が科せられる場合があります。

なお、都市再生特別措置法第88条第1項、都市再生特別措置法施行令第27条及び第28条の規定により、以下の場合は届出の必要はありません。

○届出対象外の行為

- (1) 住宅等で仮設のもの、又は農林漁業を営む者の居住の用に供する目的で開発行為を行おうとする場合
- (2) 住宅等で仮設のもの、又は農林漁業を営む者の居住の用に供するものの新築をしようとする場合
- (3) 建築物を改築、又はその用途を変更し、住宅等で仮設のもの、または農林漁業を営む者の居住の用に供するものとする行為の場合
- (4) 非常災害のために必要な応急処置として行う行為の場合
- (5) 都市計画事業の施行として行う行為、又はこれに準ずる行為として政令で定める行為の場合

参考資料（各区域図、届出様式・記入例）

都市機能誘導区域図、居住誘導区域図及び届出様式等は次のとおりです。

○都市機能誘導区域図

- (1)高麗川駅周辺
- (2)武蔵高萩駅周辺
- (3)武蔵台周辺
- (4)横手台周辺

○居住誘導区域図

- (1)高麗川駅周辺
- (2)武蔵高萩駅周辺
- (3)武蔵台周辺
- (4)横手台周辺

○都市機能誘導区域内外における届出（都市再生特別措置法施行規則に定める様式）

- (1)様式第 18【開発行為】・【記入例】
- (2)様式第 19【開発行為以外】・【記入例】
- (3)様式第 20【変更】・【記入例】
- (4)様式第 21【休廃止】・【記入例】

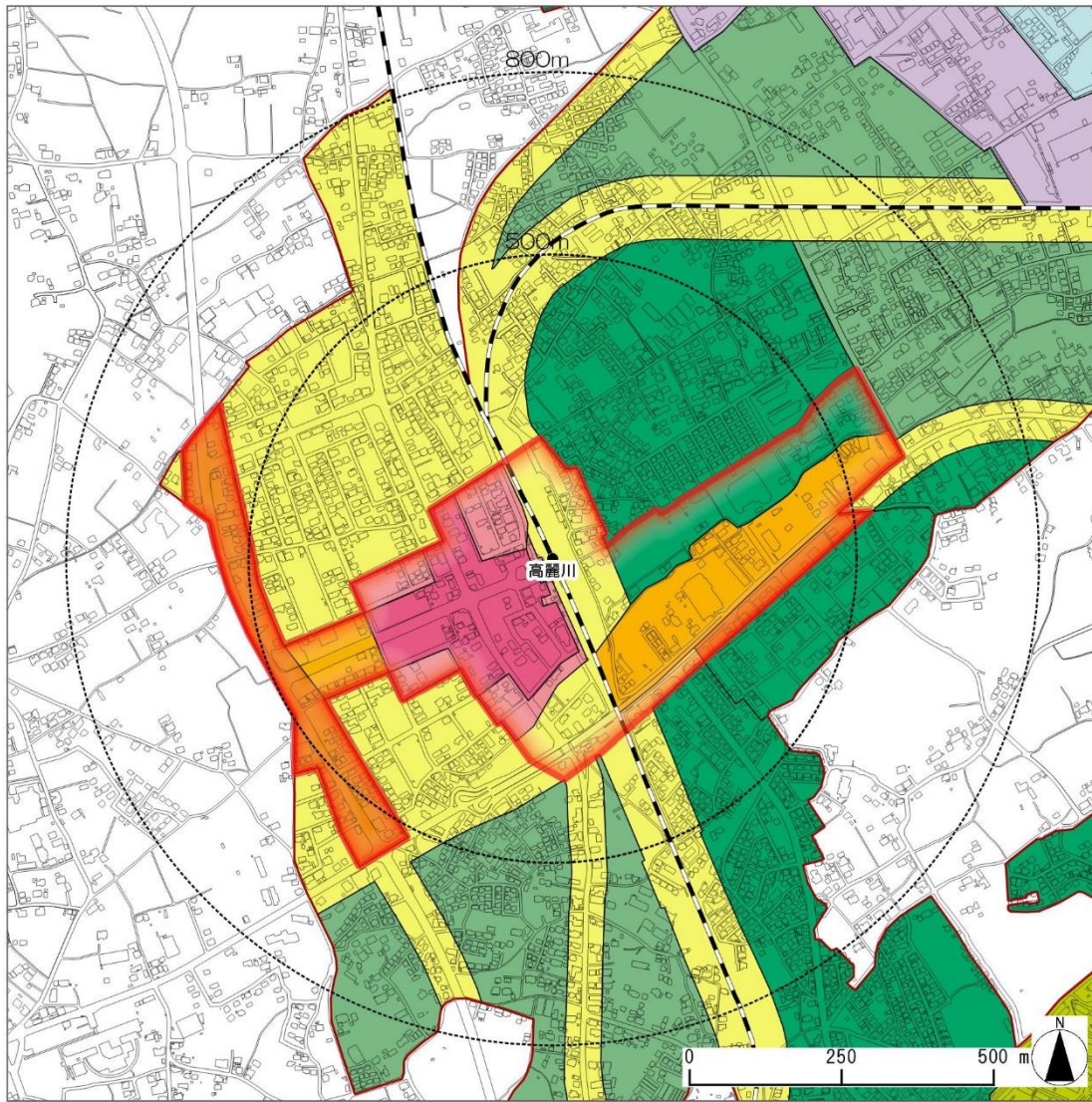
○居住誘導区域外における届出（都市再生特別措置法施行規則に定める様式）

- (1)様式第 10【開発行為】・【記入例】
- (2)様式第 11【建築等行為】・【記入例】
- (3)様式第 12【変更】・【記入例】

各区域図は、概ねの位置・区域を示すものです。

区域の詳細は、都市計画課までご確認ください。

■都市機能誘導区域（高麗川駅周辺）



凡 例

■ 都市機能誘導区域

□ 市街化区域

□ 行政区域

用途地域

■ 第一種低層住居専用地域

■ 第二種低層住居専用地域

■ 第一種中高層住居専用地域

■ 第二種中高層住居専用地域

■ 第一種住居地域

■ 第二種住居地域

■ 準住居地域

■ 近隣商業地域

■ 商業地域

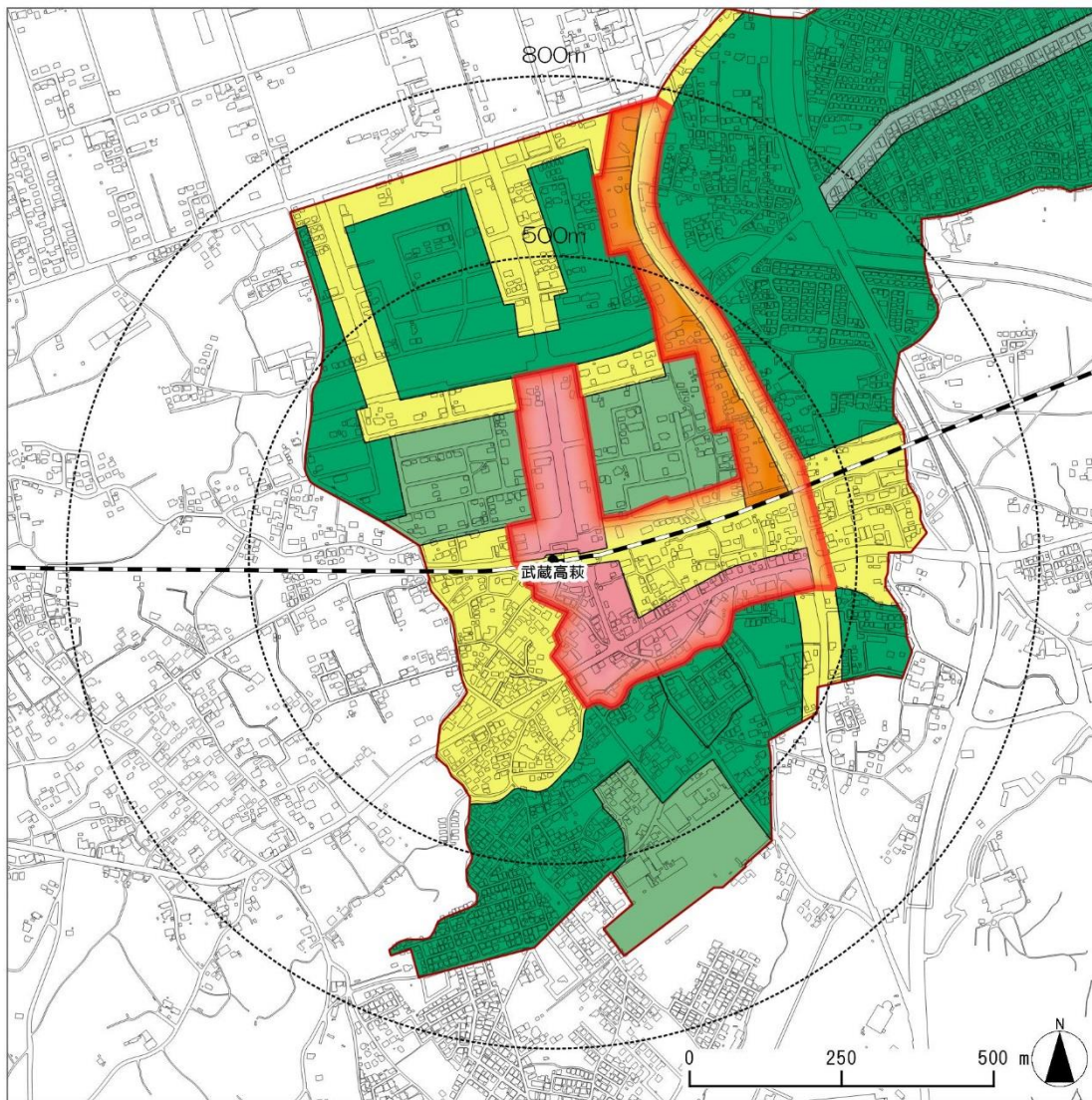
■ 準工業地域

■ 工業地域

■ 工業専用地域

高麗川駅周辺の都市機能誘導区域面積：33.19ha

■都市機能誘導区域（武蔵高萩駅周辺）



凡 例

都市機能誘導区域

市街化区域

行政区域

用途地域

第一種低層住居専用地域

第二種低層住居専用地域

第一種中高層住居専用地域

第二種中高層住居専用地域

第一種住居地域

第二種住居地域

準住居地域

近隣商業地域

商業地域

準工業地域

工業地域

工業専用地域

武蔵高萩駅周辺の都市機能誘導区域面積：20.43ha

■都市機能誘導区域（武蔵台周辺）



凡 例

都市機能誘導区域

市街化区域

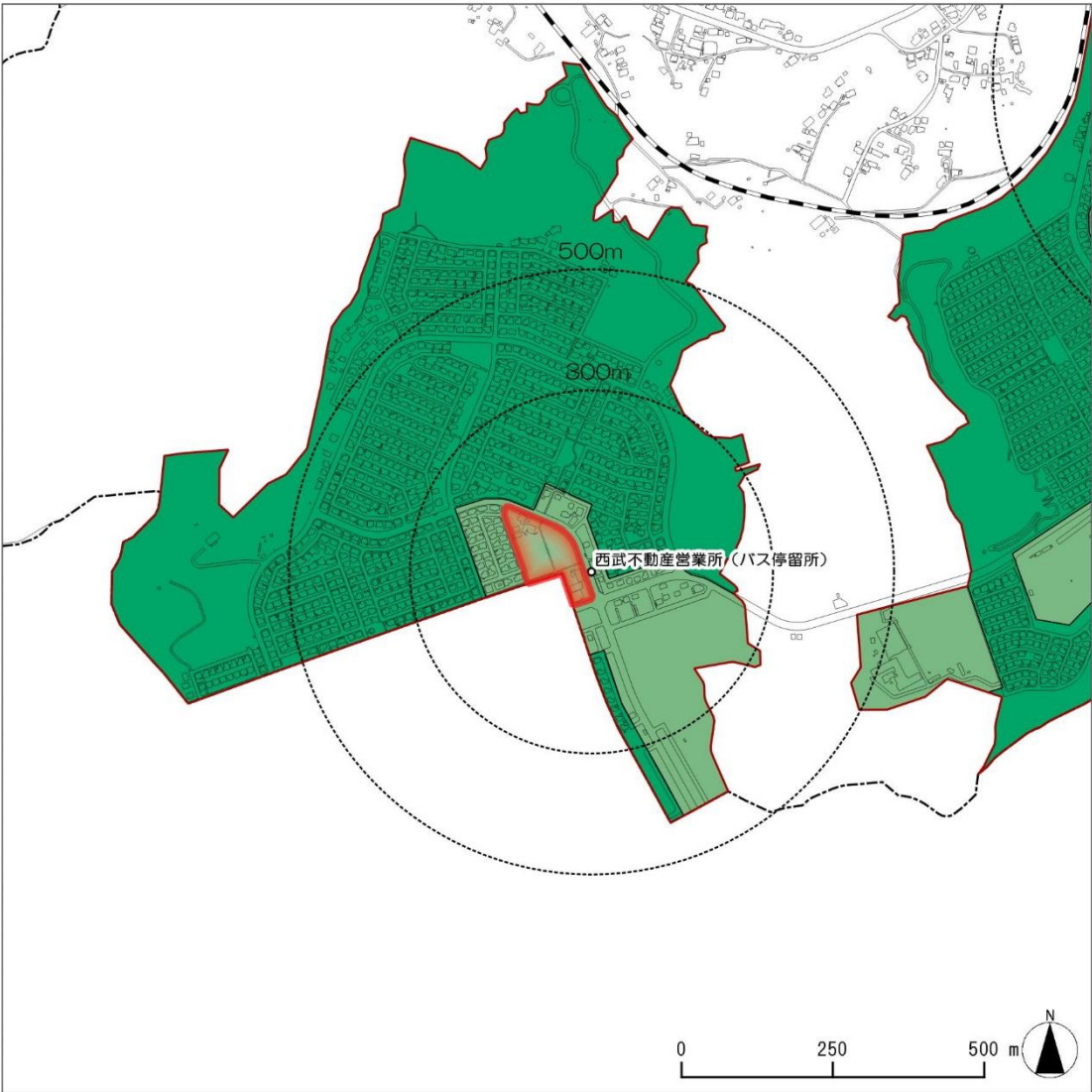
行政区域

用途地域

- | | |
|--------------|--------|
| 第一種低層住居専用地域 | 近隣商業地域 |
| 第二種低層住居専用地域 | 商業地域 |
| 第一種中高層住居専用地域 | 準工業地域 |
| 第二種中高層住居専用地域 | 工業地域 |
| 第一種住居地域 | 工業専用地域 |
| 第二種住居地域 | |
| 準住居地域 | |

武蔵台周辺の都市機能誘導区域面積：2.18ha

■都市機能誘導区域（横手台周辺）

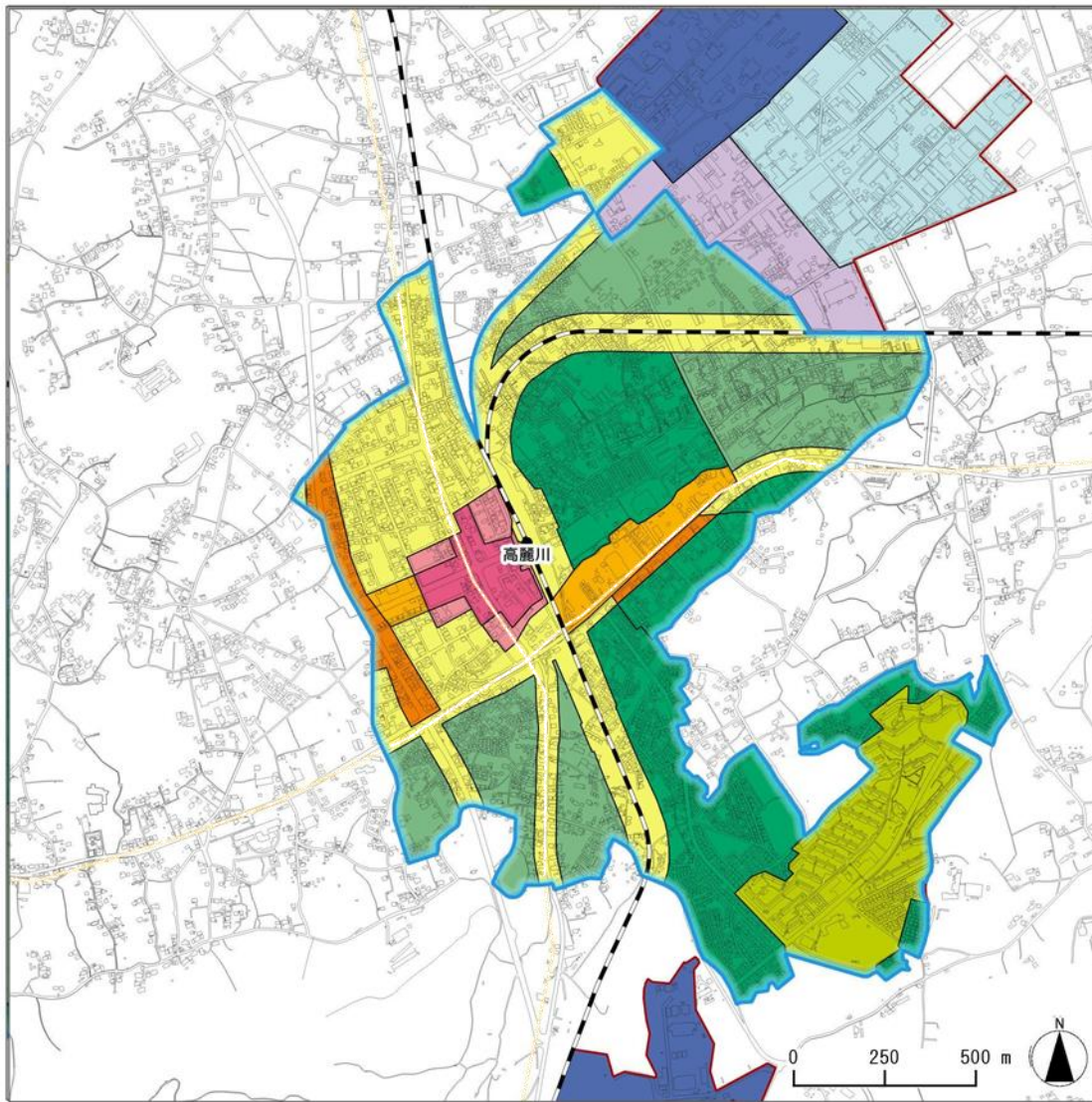


凡 例

- 都市機能誘導区域
- 市街化区域
- 行政区域
- 用途地域
- | | |
|----------------|----------|
| ■ 第一種低層住居専用地域 | ■ 近隣商業地域 |
| ■ 第二種低層住居専用地域 | ■ 商業地域 |
| ■ 第一種中高層住居専用地域 | ■ 準工業地域 |
| ■ 第二種中高層住居専用地域 | ■ 工業地域 |
| ■ 第一種住居地域 | ■ 工業専用地域 |
| ■ 第二種住居地域 | |
| ■ 準住居地域 | |

横手台周辺の都市機能誘導区域面積：1.40ha

■居住誘導区域（高麗川駅周辺）



凡 例

■ 居住誘導区域

■ 市街化区域

■ 行政区域

用途地域

■ 第一種低層住居専用地域

■ 第二種低層住居専用地域

■ 第一種中高層住居専用地域

■ 第二種中高層住居専用地域

■ 第一種住居地域

■ 第二種住居地域

■ 準住居地域

■ 近隣商業地域

■ 商業地域

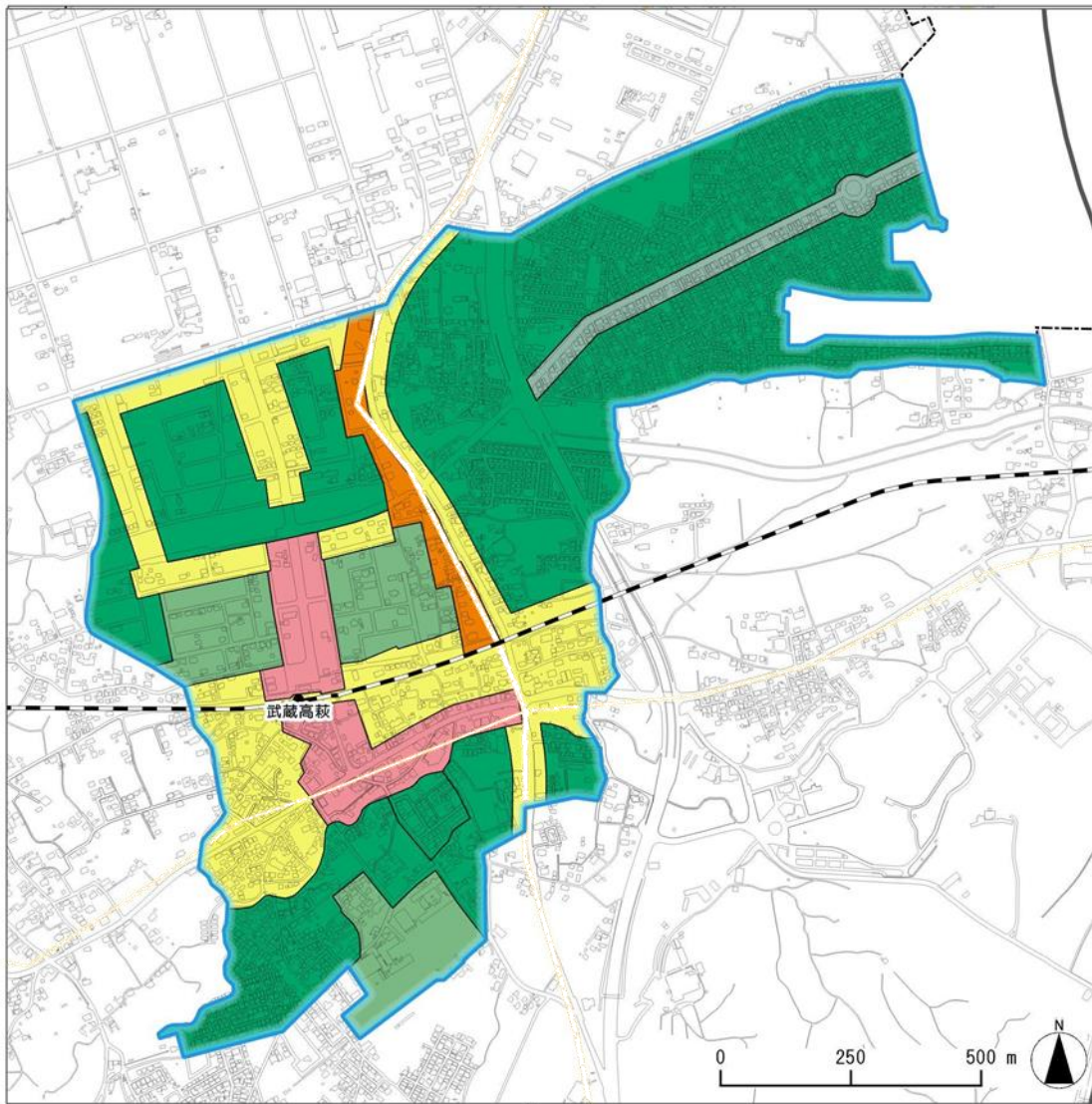
■ 準工業地域

■ 工業地域

■ 工業専用地域

高麗川駅周辺の居住誘導区域面積：231.86ha

■居住誘導区域（武蔵高萩駅周辺）

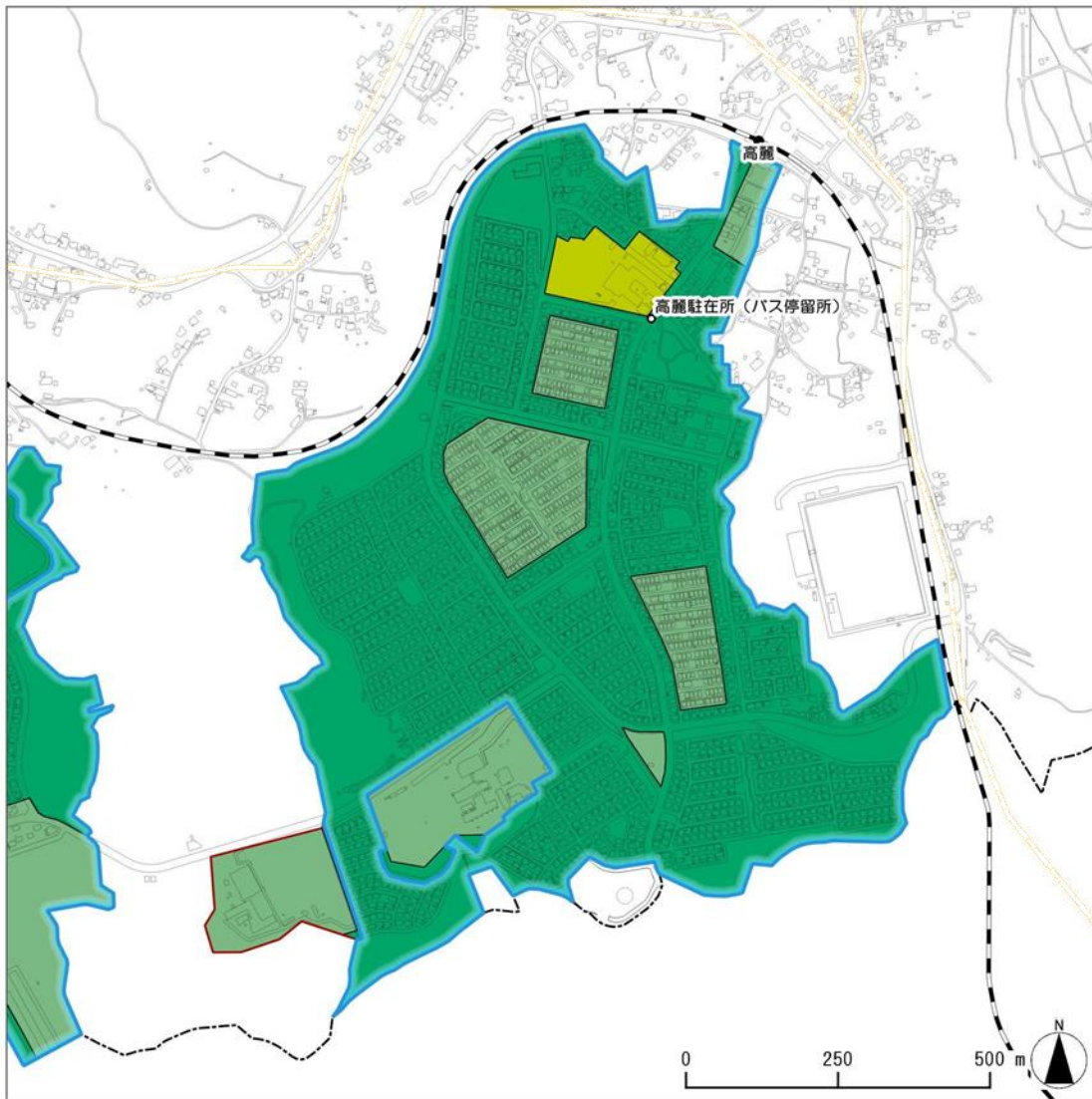


凡 例

- | | |
|---|---|
| 居住誘導区域 | 市街化区域 |
| 行政区域 | |
| 用途地域 | |
| 第一種低層住居専用地域 | 近隣商業地域 |
| 第二種低層住居専用地域 | 商業地域 |
| 第一種中高層住居専用地域 | 準工業地域 |
| 第二種中高層住居専用地域 | 工業地域 |
| 第一種住居地域 | 工業専用地域 |
| 第二種住居地域 | |
| 準住居地域 | |

武蔵高萩駅周辺の居住誘導区域面積：140.41ha

■居住誘導区域（武蔵台周辺）



凡 例

■ 居住誘導区域

■ 市街化区域

■ 行政区域

用途地域

■ 第一種低層住居専用地域

■ 第二種低層住居専用地域

■ 第一種中高層住居専用地域

■ 第二種中高層住居専用地域

■ 第一種住居地域

■ 第二種住居地域

■ 準住居地域

■ 近隣商業地域

■ 商業地域

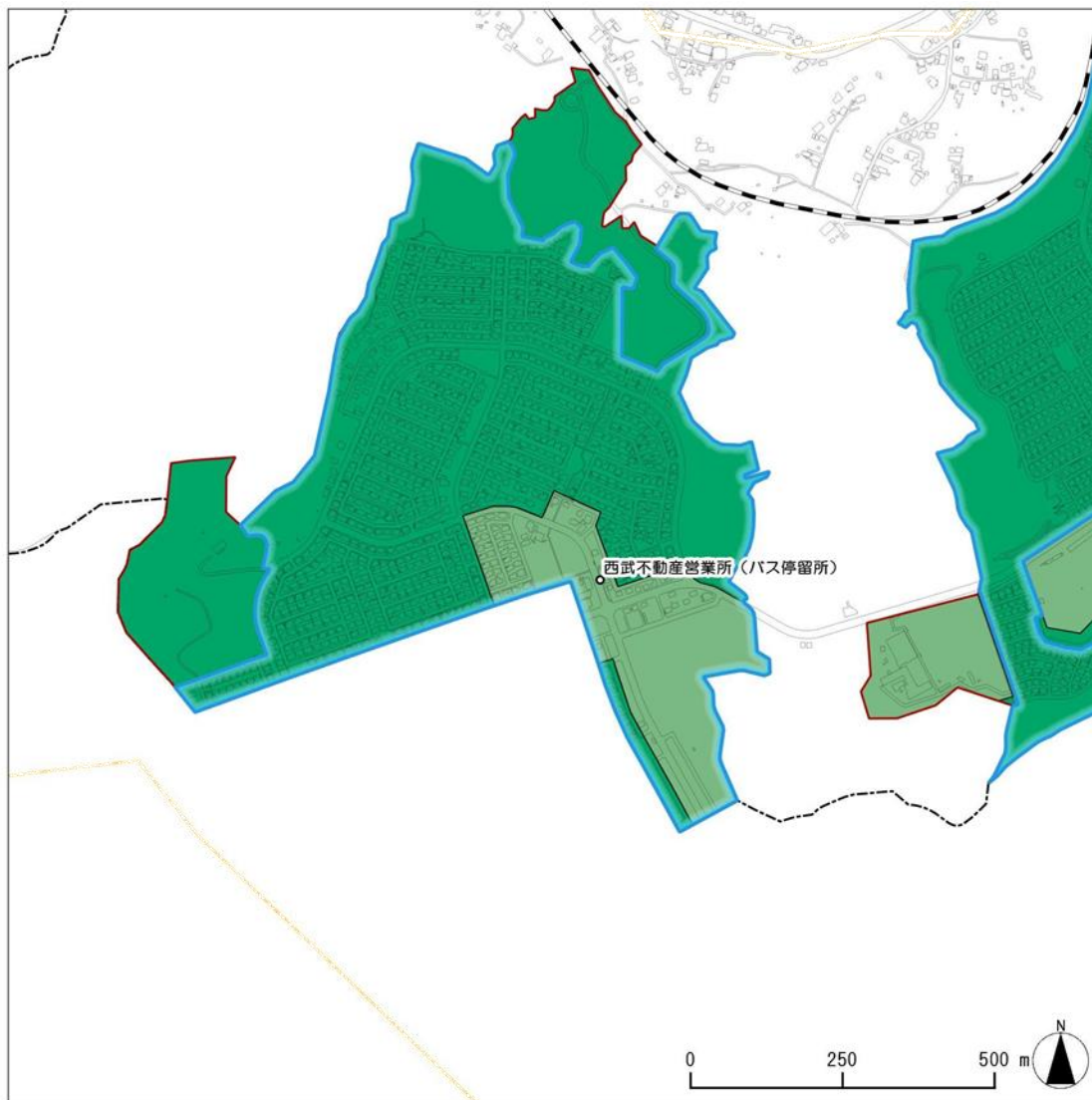
■ 準工業地域

■ 工業地域

■ 工業専用地域

武蔵台周辺の居住誘導区域面積：83.70ha

■居住誘導区域（横手台周辺）



凡 例

■ 居住誘導区域

■ 市街化区域

■ 行政区域

用途地域

- | | |
|----------------|----------|
| ■ 第一種低層住居専用地域 | ■ 近隣商業地域 |
| ■ 第二種低層住居専用地域 | ■ 商業地域 |
| ■ 第一種中高層住居専用地域 | ■ 準工業地域 |
| ■ 第二種中高層住居専用地域 | ■ 工業地域 |
| ■ 第一種住居地域 | ■ 工業専用地域 |
| ■ 第二種住居地域 | |
| ■ 準住居地域 | |

横手台周辺の居住誘導区域面積：50.75ha

開発行為届出書

都市再生特別措置法第 108 条第 1 項の規定に基づき、開発行為について、下記により届け
出ます。

年 月 日

（あて先）日高市長

届出者 住 所

氏 名

開 発 行 為 の 概 要	1 開発区域に含まれる地域の名称	
	2 開発区域の面積	平方メートル
	3 建築物の用途	
	4 工事の着手予定年月日	年 月 日
	5 工事の完了予定年月日	年 月 日
	6 その他必要な事項	

注 1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
2 届出者の氏名（法人にあってはその代表者の氏名）の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。

開発行為届出書

都市再生特別措置法第 108 条第 1 項の規定に基づき、開発行為について、下記により届け
出ます。

工事着手の 30 日前までの届出日

令和●年 3 月 3 0 日

（あて先）日高市長

届出者 住 所 埼玉県日高市●● ●丁目●番●号
●●株式会社
氏 名 ●● ●●

開 発 行 為 の 概 要	1 開発区域に含まれる地域の名称	埼玉県日高市●● ●丁目●番●号
	2 開発区域の面積	2, 0 0 0 平方メートル
	3 建築物の用途	スーパーマーケット
	4 工事の着手予定年月日	令和●年 4 月 3 0 日
	5 工事の完了予定年月日	令和●年 4 月 3 0 日
	6 その他必要な事項	店舗面積 1, 0 0 0 平米

注 1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

商業施設の場合は、店舗面積等を記載

様式第19（都市再生特別措置法施行規則第52条第1項第2号関係）

誘導施設を有する建築物を新築し、又は建築物を改築し、若しくはその用途を変更して誘導施設を有する建築物とする行為の届出書

都市再生特別措置法第 108 条第 1 項の規定に基づき、 誘導施設を有する建築物の新築 建築物を改築して誘導施設を有する建築物とする行為 建築物の用途を変更して誘導施設を有する建築物とする行為 について、下記により届け出ます。 年 月 日 （あて先）日高市長 届出者 住 所 氏 名	
1 建築物を新築しようとする土地又は改築若しくは用途の変更をしようとする建築物の存する土地の所在、地番、地目及び面積	所在： 地目： 面積：
2 新築しようとする建築物又は改築若しくは用途の変更後の建築物の用途	
3 改築又は用途の変更をしようとする場合は既存の建築物の用途	
4 その他必要な事項	

注 1 届出者が法人である場合には、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

誘導施設を有する建築物を新築し、又は建築物を改築し、若しくはその用途を変更して誘導施設を有する建築物とする行為の届出書

都市再生特別措置法第 108 条第 1 項の規定に基づき、

誘導施設を有する建築物の新築

建築物を改築して誘導施設を有する建築物とする行為

建築物の用途を変更して誘導施設を有する建築物とする行為

について、下記により届け

令和●年 3 月 3 0 日

(あて先) 日高市長

届出者

住所

埼玉県日高市●● ●丁目●番●号

●●株式会社

氏名

●● ●●

1 建築物を新築しようとする土地又は改築若しくは用途の変更をしようとする建築物の存する土地の所在、地番、地目及び面積	所在：埼玉県日高市●● ●丁目●番●号 地目：宅地 面積：1, 5 0 0 平米
2 新築しようとする建築物又は改築若しくは用途の変更後の建築物の用途	スーパーマーケット
3 改築又は用途の変更をしようとする場合は既存の建築物の用途	
4 その他必要な事項	工事着工予定日：令和●年 6 月 1 日 工事完了予定日：令和●年 1 2 月 1 日

注 1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

工事の着工予定日・完了予定日等を記載

行為の変更届出書

年 月 日

（あて先）日高市長

届出者 住 所

氏 名

都市再生特別措置法第108条第2項の規定に基づき、届出事項の変更について、下記により届け出ます。

記

- 1 当初の届出年月日

年 月 日
- 2 変更の内容
- 3 変更部分に係る行為の着手予定日

年 月 日
- 4 変更部分に係る行為の完了予定日

年 月 日

注1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
2 変更の内容は、変更前及び変更後の内容を対照させて記載すること。

行為の変更届出書

令和●年3月30日

（あて先）日高市長

届出者 住 所 埼玉県日高市●● ●丁目●番●号
●●株式会社
氏 名 ●● ●●

都市再生特別措置法第108条第2項の規定に基づき、届出事項の変更について、下記により届け出ます。

記

- 1 当初の届出年月日
- 令和●年 3 月 1 日
- 2 変更の内容
- 面積を 3, 0 0 0 平米から 3, 5 0 0 平米に変更
- 3 変更部分に係る行為の着手予定日
- 令和●年 5 月 1 日
- 4 変更部分に係る行為の完了予定日
- 令和●年 8 月 1 日

注1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
2 変更の内容は、変更前及び変更後の内容を対照させて記載すること。

誘導施設の休廃止届出書

年 月 日

（あて先）日高市長

届出者 住 所

氏 名

都市再生特別措置法第108条の2第1項の規定に基づき、誘導施設の（休止・廃止）について、下記により届け出ます。

記

- 1 休止（廃止）しようとする誘導施設の名称、用途及び所在地
- 2 休止（廃止）しようとする年月日
- 3 休止しようとする場合にあっては、その期間
- 4 休止（廃止）に伴う措置
 - （1）休止（廃止）後に誘導施設を有する建築物を使用する予定がある場合、予定される当該建築物の用途
 - （2）休止（廃止）後に誘導施設を有する建築物を使用する予定がない場合、当該建築物の存置に関する事項

- 注1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 2 4（2）欄には、当該建築物を存置する予定がある場合は存置のために必要な管理その他の事項について、当該建築物を存置する予定がない場合は当該建築物の除去の予定時期その他の事項について記入すること。

誘導施設の休廃止届出書

令和●年3月30日

（あて先）日高市長

届出者 住 所 埼玉県日高市●● ●丁目●番●号
●●株式会社
氏 名 ●● ●●

都市再生特別措置法第108条の2第1項の規定に基づき、誘導施設の（休止・廃止）について、
下記により届け出ます。

該当項目を囲む

記

- 1 休止（廃止）しようとする誘導施設の名称、用途及び所在地
名称：●●銀行 所在地：埼玉県日高市●● ●丁目●番●号
- 2 休止（廃止）しようとする年月日
令和●年4月30日
- 3 休止しようとする場合にあっては、その期間
令和●年4月30日から令和●年5月30日
- 4 休止（廃止）に伴う措置
- （1）休止（廃止）後に誘導施設を有する建築物を使用する予定がある場合、予定される当該建築物の用途
- （2）休止（廃止）後に誘導施設を有する建築物を使用する予定がない場合、当該建築物の存置に関する事項
休止後に銀行として再開予定

注1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

2 4（2）欄には、当該建築物を存置する予定がある場合は存置のために必要な管理その他の事項について、当該建築物を存置する予定がない場合は当該建築物の除去の予定時期その他の事項について記入すること。

開発行為届出書

都市再生特別措置法第 88 条第 1 項の規定に基づき、開発行為について、下記により届け出ます。

年 月 日

(あて先) 日高市長

届出者 住 所

氏 名

開発行為の概要	1 開発区域に含まれる地域の名称	
	2 開発区域の面積	平方メートル
	3 住宅等の用途	
	4 工事の着手予定年月日	年 月 日
	5 工事の完了予定年月日	年 月 日
	6 その他必要な事項	

注 1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

開発行為届出書

都市再生特別措置法第 88 条第 1 項の規定に基づき、開発行為について、下記により届け出ます。

工事着手の 30 日前までの届出日

令和●年 3 月 3 0 日

(あて先) 日高市長

届出者 住 所 埼玉県日高市●● ●丁目●番●号

氏 名 ●● ●●

開発行為の概要	1 開発区域に含まれる地域の名称	埼玉県日高市●● ●丁目●番●号
	2 開発区域の面積	2, 0 0 0 平方メートル
	3 住宅等の用途	共同住宅●戸
	4 工事の着手予定年月日	令和●年 6 月 1 日
	5 工事の完了予定年月日	令和●年 8 月 1 日
	6 その他必要な事項	

注 1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

様式第11（都市再生特別措置法施行規則第35条第1項第2号関係）

住宅等を新築し、又は建築物を改築し、若しくはその用途を変更して住宅等とする行為の届出書

都市再生特別措置法第 88 条第 1 項の規定に基づき、 住宅等の新築 建築物を改築して住宅等とする行為 建築物の用途を変更して住宅等とする行為 について、下記により届け出ます。 年 月 日 (あて先) 日高市長 届出者 住 所 氏 名	
1 住宅等を新築しようとする土地又は改築若しくは用途の変更をしようとする建築物の存する土地の所在、地番、地目及び面積	所在： 地目： 面積：
2 新築しようとする住宅等又は改築若しくは用途の変更後の住宅等の用途	
3 改築又は用途の変更をしようとする場合は既存の建築物の用途	
4 その他必要な事項	

注 1 届出者が法人である場合には、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

住宅等を新築し、又は建築物を改築し、若しくはその用途を変更して住宅等とする行為の届出書

該当項目を囲む

都市再生特別措置法第88条第1項の規定に基づき、

住宅等の新築

建築物を改築して住宅等とする行為

建築物の用途を変更して住宅等とする行為

について、下記により届け

工事着手の30日前までの届出日

令和●年3月30日

(あて先) 日高市長

届出者住所埼玉県日高市●●●丁目●番●号●●株式会社氏名●●●●

1 住宅等を新築しようとする土地又は改築若しくは用途の変更をしようとする建築物の存する土地の所在、地番、地目及び面積	所在：埼玉県日高市●●●丁目●番●号 地目：宅地 面積：150平米
2 新築しようとする住宅等又は改築若しくは用途の変更後の住宅等の用途	戸建て住宅
3 改築又は用途の変更をしようとする場合は既存の建築物の用途	
4 その他必要な事項	工事着工予定日：令和●年 6月1日 工事完了予定日：令和●年12月1日

注1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

工事の着工予定日・完了予定日等を記載

様式第12（都市再生特別措置法施行規則第38条第1項関係）

行為の変更届出書

年 月 日

（あて先）日高市長

届出者 住 所

氏 名

都市再生特別措置法第88条第2項の規定に基づき、届出事項の変更について、下記により届け出ます。

記

1 当初の届出年月日 年 月 日

2 変更の内容

3 変更部分に係る行為の着手予定日 年 月 日

4 変更部分に係る行為の完了予定日 年 月 日

注1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

2 届出者の氏名（法人にあってはその代表者の氏名）の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。

3 変更の内容は、変更前及び変更後の内容を対照させて記載すること。

（記入例）

行為の変更届出書

工事着手の30日前までの届出日

令和●年3月30日

（あて先）日高市長

届出者 住 所 埼玉県日高市●● ●丁目●番●号
●●株式会社
氏 名 ●● ●●

都市再生特別措置法第88条第2項の規定に基づき、届出事項の変更について、下記により届け出ます。

記

- 1 当初の届出年月日
- 令和●年1月30日
- 2 変更の内容
- 面積を1,000平米から1,500平米に変更
- 3 変更部分に係る行為の着手予定日
- 令和●年5月1日
- 4 変更部分に係る行為の完了予定日
- 令和●年10月1日

注1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

2 変更の内容は、変更前及び変更後の内容を対照させて記載すること。

【問い合わせ先】

日高市 都市整備部 都市計画課

[電 話] 042-989-2111 (代表)

[F A X] 042-985-3371

[E-mail] tosikeikaku@city.hidaka.lg.jp